平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成26年8月19日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 16時20分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長峪 正人委員 吉崎 静夫委員 高橋 陽子委員 濱谷 由美子委員 中本 賢教育長 渡邊 直美

【出席職員】

教育環境整備推進室長 丹野 職員部長 髙梨 中学校給食推進室長 望月 生涯学習部長 渡部 総合教育センター所長 江間 庶務課長 小椋 企画課長 野本

中学校給食推進室担当課長 森中学校給食推進室担当課長 北村

担当係長 外山

【署名人】 委員 中本 賢 委員 濱谷 由美子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。本日は、高橋委員が所用により到着が 遅れるとのことでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第 2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者 18名)

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様 に許可することでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No.3 及び 議案第42号は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に

提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な 意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、中本委員と濱谷 委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第5号(中学校給食を自校調理方式で実施する学校を増やすことを求める請願)の報告について

【峪委員長】

庶務課長お願いいたします。

【庶務課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第5号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。 また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否につい て、また認める場合には何分ほどにするか、審議いただきたいと思います。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第5号の取り扱いにつきましては今後審議していくという ことでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については 10 分 程度ということでいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項 No. 2 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

中学校完全給食の早期実施に向けた検討につきましては、昨年 11 月の教育委員会会議において決定されました「基本方針」に基づきまして、これまで、本教育委員会会議をはじめ、中学校給食推進会議や同検討部会、中学校給食推進連絡協議会などにおきまして検討を重ね、それらの会議資料や会議録につきましては、その都度、本市ホームページに掲載し、広く市民の皆様に周知を図ってきたところでございます。また、本年 5 月 27 日には、これまでの検討状況の中間報告として「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)中間取りまとめ」を公表したところでございます。

本日は、資料1として本年7月に実施いたしました「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート」の集計結果について、ご報告させていただくとともに、資料2として「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)」の「たたき台案」をお示しさせていただきます。次回の本会議においてこれらの検討を踏まえ、素案として取りまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、資料1について、北村担当課長からご説明させていただきます。

【中学校給食推進室担当課長】

お手元の資料1をご覧ください。

はじめに、「I アンケートの概要」でございますが、このアンケートの目的は、「食物アレルギーを有する生徒数や原因食物等の傾向を把握し、中学校完全給食実施に関する計画 策定の基礎資料とするとともに、今後の食物アレルギー対応の参考とする。」ものでございます。

「調査対象」でございますが、川崎市立中学校全 52 校の全生徒 1 年生~3 年生とし、その保護者の方が回答すること、といたしました。

「調査内容」、「調査期間」、「調査方法」は、表記のとおりでございます。

「 Π 配布・回収状況」でございますが、全学年で 28,654 人に配布いたしまして、19,998 人から回収させていただき、回収率は 69.8%でございました。また、有効回答数は、全学年で 19,482 人となっております。

次に、1枚おめくりいただき、2ページ、「Ⅲ集計結果」をご覧ください。

はじめに、「現在、食物アレルギーがありますか」の質問につきましては、「ある」と回答した人が 1,427 人で 7.3%、「ない」と回答した人が 18,055 人で 92.7%でございました。

次に、【問1】から【問3】につきましては、食物アレルギーが「ある」と回答した 1,427 人についての結果でございますが、各表には、有効回答数 19,482 人に対する全体の割合も お示してございます。

【問 1】食物アレルギーの原因となる食べ物につきましては、複数回答となっており、延べ回答数は 2,488 人でございました。19,482 人に対する割合の高い、主なものといたしましては、「卵・卵製品」、「キウイフルーツ」、「えび」、「そば」、「かに」、「牛乳・乳製品」、「落花生」でございました。

次に、1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。

「学校給食での除去が必要な食べ物」につきましても、複数回答となっており、延べ回答数は 1,073 人でございました。19,482 人に対する割合の高い主なものといたしましては、「キウイフルーツ」、「そば」、「落花生」、「卵・卵製品」、「えび」、「かに」、「牛乳・乳製品」、でございました。

【問2】食べ物によるアナフィラキシーショックの経験につきましては、「現在、食物アレルギーがある」と回答した 1,427 人のうち、218 人が「ある」と回答し、19,482 人に対する割合は、1.1%でございました。

次に、1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。

【問3】運動中または運動後に、アレルギー症状を発症したことにつきましては、「現在、食物アレルギーがある」と回答した 1,427 人のうち、132 人が「ある」と回答し、19,482 人に対する割合は、0.7%でございました。

また、問3で「運動中または運動後にアレルギー症状を発症したことがある」と回答した

132 人のうち、食事との関連が「ある」と回答したのは 42 人、19,482 人に対する割合は、0.2%でございました。

今回のアンケートにつきましては、現在の中学生の傾向を見るということから、医師の診断によるものではなく、保護者の主観による回答となっております。今後、このアンケート結果を踏まえ、中学校完全給食実施に関する計画策定に活用してまいりたいと考えております。

なお、最後に、アンケート用紙を添付してございます。

資料1についてのご説明は以上でございます。

【中学校給食推進室担当課長】

続きまして、資料2「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)たたき台案」について、 ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

表紙を1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。5月にご報告させていただいた「中間取りまとめ」の柱にあわせ、各内容の具体化を図っております。「はじめに」以下、「1. 学校給食を活用した食育の推進」「2. 中学校完全給食の喫食形態」「3. 安全・安心・良質な食材の確保」「4. 中学校完全給食の食器の形態等」「5. 中学校完全給食の実施手法等」「6. 中学校完全給食の開始時期」「7. 中学校完全給食の給食費の額」「8. 今後のスケジュール等」という項目でございます。

次のページをご覧ください。「はじめに」といたしまして、基本方針の決定などこれまで の経過等についてまとめてございます。それでは、具体的な実施方針 (素案) の内容についてご説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

「1. 学校給食を活用した食育の推進」についてでございます。中間報告に、さらに学校給食の目的、学校給食の目標、食育基本法の記述を付け加えてございます。「(3) 学校給食を活用した食育の推進」でございますが、本市立中学校における食育については、従来より、教科や特別活動、昼食の時間等の中で食に関する指導を行ってまいりました。また平成24年度に全面実施された新学習指導要領には、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする、特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」と示されており、教育委員会では「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」を作成し、各学校ではこのプランに基づき、食に関する指導の年間計画を作成し、食育の推進に取り組んでいるところです。そして、この度の中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実できるものと考え、従来からの食に関する指導の目標の6つの観点を基本としつつ、以下の4つの視点で食育について取り組みます。

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育 でございます。

次に、4ページの「2. 中学校完全給食の喫食形態について」でございますが、給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、全員喫食を原則といたします。原則の例外といたしまして、食物アレルギーを有する生徒等の対応でございますが、学校給食における食物アレルギーを有する生徒への対応につきましては、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患)」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料 7 品目の除去に努めてまいります。具体的には下の表でございますが、卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かに、でございます。本市中学校給食では、そば、落花生は使用しない予定でございます。また、えび、かににつきましても使用頻度は大変希少でございますので、卵、小麦、乳が主な除去食品と考えております。ただし、食物アレルギーを有する生徒等については、適切な対応が求められるため、給食での対応が困難な場合には、小学校と同様に弁当の持参を認めるなど、個別に配慮することとします。なお、中学校完全給食の実施を機に、平成16年度から実施している「中学校ランチサービス事業」については、廃止することとします。

続きまして「3. 安全・安心・良質な食材の確保」についてでございますが、現在、市立 小学校及び市立特別支援学校でも実績のある公益財団法人川崎市学校給食会を活用してま いります。また、食育推進に資するよう、市内産・県内産といった地産地消に配慮した食 材の調達・使用を進めてまいります。

次に、「4. 中学校完全給食の食器の形態等」についてでございますが、食器につきましては、食事マナーや共同作業による食育、望ましい食習慣の形成等の観点から、本市中学校給食では、小学校給食と同様のセパレート型の食器を使用することとします。

次に、「5. 中学校完全給食の実施手法等」についてでございます。

「(1)「実施手法について」でございますが、自校方式又は親子方式につきましては、多くの学校で運動場に調理場を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きく、かつ、他の方式と比べ多大な費用がかかることが見込まれ、本市においては困難な状況にあります。特に、市立小学校の既存の給食室を活用した親子方式についても、本市の児童・生徒数が増加傾向にある現状においては、衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況にあるため、大規模な改修が必要となるなど、小学校の教育環境への影響が大きいとともに、多大な費用を要することとなります。したがいまして、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食という規模、本市特有の細長い地形等を考慮し、市立中学校

を 3 つのエリアに分けた上で、限られた市有地を最大限活用し、センター方式による中学校完全給食を実施するとともに、小学校との合築校である東橘中学校及びはるひ野中学校については合築校舎内の調理場を活用し、教育活動への支障が生じないスペースが確保できる中学校については、敷地内に調理場を設置し、中学校完全給食を実施いたします。現在各学校と協議・調整中でございますので、自校内に調理場が設置できる学校について調整が整いましたら、次回の素案の中でお示ししたいと思っております。

次の6ページでございますが、上の表は3つの給食センターの表でございまして、こちらにつきましても今庁内で調整中でございますので、調整が整い次第こちらのほうに反映させていく予定でございまして、実施方針の素案の中でお示ししていきたいと考えております。

7ページでございます。「(2) 民間活力を活かした効率的な手法」についてですが、これまでの実施手法の検討におきまして、民設民営方式については、事業者による市内事業用地の確保や資金調達が極めて難しいと考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと考えております。従いまして、給食センターの整備・運営にかかる、民間活力を活かした効率的な手法につきましては、現在実施している事業手法検討調査を踏まえ、他都市でも給食センターの整備に当たり導入事例が多い PFI 方式や市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式を基本として検討を進め、本実施方針と併せ決定してまいります。こちらにつきましても、現在検討中でございますので、実施方針とあわせお示しする予定でございます。

「6. 中学校完全給食の導入時期」についてでございますが、多くの市民の皆さまから早期実施が望まれているということもございますので、平成28年度中に全校において完全給食を実施いたしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきまして、8 ページ「7. 中学校給食の給食費の額」についてでございますが、学校給食法第 11 条では、学校給食の実施に必要な施設整備及び学校給食の運営に要する経費等は原則市の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費(食材費等)は保護者の負担とされています。給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、消費税増税等の社会経済状況等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定してまいります。

次に、「8. 今後のスケジュール」についてでございますが、次のとおりでございまして、 平成 26 年 9 月以降、パブリックコメント・保護者説明会等を実施いたしまして、11 月まで には実施方針を決定してまいります。以後、取組を推進いたしまして、平成 28 年度中の中 学校完全給食の実施を目指してまいります。

なお、本実施方針に示す各事項の他、調理から喫食までの安全確保、給食実施に係る配膳、 運搬の方法、本市の特色を活かした給食や給食時間のあり方など、課題につきましては、 引き続き検討を進めてまいります。 中学校完全給食実施方針(素案)たたき台案につきましては、以上でございます。今後は 各局からの意見も踏まえながら実施方針の素案の取りまとめをしまして、次回の教育委員 会におきましてお示ししたいと考えているところでございますので、よろしくお願いした いと思います。

【峪委員長】

はい、これまでご苦労さまでした。何かお気づきの点がありますか。

【吉崎委員】

5ページの実施手法なんですが、基本的にはセンター方式、3つの地区に分けてやるということですね。で今、東橘とはるひ野は自校方式でできそうだと、あと数校、見通しとしては何校ぐらいになりそうですか。

【中学校給食推進室担当課長】

今各学校と協議調整をしておりますので、大詰めでございますので、また本日以降も各学校と協議調整させていただく予定でございます。

【吉崎委員】

今ちょっと何校とは言えない?

【中学校給食推進室担当課長】

今の段階ではまだ、はい。

【吉崎委員】

そうですか。まあできるだけ可能な限りがんばっていただきたい。あともう1つよろしいですか、センター方式になりますと、これ全体で言うと約3万食でしたかね。

【中学校給食推進室担当課長】

ピーク時で3万3千食でございます。

【吉崎委員】

エリアがどうなるかわかりませんが、1万食ぐらいになるんですね、数で考えると。

【中学校給食推進室担当課長】

3で割ると、という意味では。

【吉崎委員】

地区によりますかね、もっと大きいところいろいろあるでしょうが、約1万ぐらいですよね、平均すると。1万食作るってすごいことで、私にはちょっと想像つかないんですがこういうスペースって確保できるものなんですか。するということなんでしょうけど。

【中学校給食推進室担当課長】

市有地も限られてございますが、限られた市有地を今活用できるように関係局と調整をしてございます。給食業界では1食あたり1平米という話もございますけれども、とてもそのような確保は難しい状況でございますので、平屋建てでは難しいかなと思ってございます。今関係局と調整中でございます。

【吉崎委員】

場所的にはなんとなく見通しが立つということですか。何階建てかにして。

【中学校給食推進室担当課長】

はい、この調整が整いましたら、整備は可能というふうに考えております。

【吉崎委員】

そうですか。その辺が一番大変なんじゃないかなと思っているんですが。あともう1点よろしいですか。今日、丹念な、子どものアレルギーの件の調査の報告がございましたね、その中からいくつかの、結構な数いますよね、アレルギー関係の、これがお医者さんとかいろいろのデータに沿ってのものかどうかはまた今後だということを言っていますが。この中でいくと、私の理解が正しくないのかもしれませんが、卵を除くということを聞いたのですが、料理の中から卵を除いちゃうんですか、その子たちに対してですか。全員じゃないですよね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。

【吉崎委員】

そのアレルギーのある傾向の子だけに対しての食を作るということですね。

【峪委員長】

そうだね、作ってから除くのは難しいですよね。

【吉崎委員】

そのように作るということですね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい、現段階ではそのようなことを考えております。また、手法によっても、センターなり自校方式なり合築校なりといろいろ出てくると思いますので、その施設に対応できるような方法で考えていきたいと思います。ただ、全員に卵抜きの給食を出すということは考えておりません。

【吉崎委員】

そうですよね、卵がなかったら寂しいという感じが私はするんだけど。

【中学校給食推進室担当課長】

それは医師の診断に基づいて申請のあった方については、十分学校の職員を含め、または 調理に関係する人も含めて、どのような対応ができるのかということをきちんと話し合い をした上で、ではどういう対応でいきましょうというのを決めてきたいと思いますので。

【濱谷委員】

アレルギーの子の、アナフィラキシーショックを起こしたことがあるという子がいる事例 というのをちょっと思ったんですが、現在の小学校の給食の中では、ショックを起こして 病院に行ったりだとか、そういう事例は年間に何回かはあるんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

ちょっと正確な数は今持っていないのですが、数件報告はあります。そんなに多くはない と思いますが。

【濱谷委員】

それと、あと吉崎委員もおっしゃっていたように、卵とかのこともありますけど、今現在も小学校では、卵などのアレルギーの子は割と低学年なんかは多くいるので、卵を除去して給食を出している学校が多いと思うんです。スープなどで、最後に卵を散らすようなスープは、卵を散らす前にその何人分かだけを取って、あと全体の分には卵を入れるだとか、卵料理というのは卵自身にあまり長い間火を通す料理はないので、最終的に入れるような方向の料理が割と、卵で最後とじるとか、そんな感じで卵はわりと最後に入れる料理が多いので、可能な限りそんな形で、今現在も小学校でもやっているので可能かなというふうにはちょっと思うことと、牛乳等もシチューなどにはよく煮込んで柔らかくなったものからその子だけの分は取って違う味付けにして、牛乳を入れてシチューにするとか、方法は乳製品・卵に関しては何とか全体の中から人数分取り分けて可能かなというふうにちょっ

と思いますので、今現在もどこの学校でも可能な限りやっていることなので、これに関し ては 1 万食分ぐらい作る中に何人か割と人数的には多ければ、その分途中で取って別調理 というのは割と可能かなというふうに、普通の小学校で1人とかいうときに、本当の1人 分取ってというのはとても煩わしかったり、全体の調理を最後の仕上げの忙しい最中に 1 人分取ってというのが結構大変なところを、皆さん頑張ってやってくださっているので、 調理数が多くなれば人数も割と多かったりするので、忘れずにきちっと皆さんに指示通り に動いてやってくださるのではないかなとすごく思いますので、この辺はなんとかなるか なというふうには思います。中学生ぐらいになれば、本人もよくわかっているでしょうし、 違うものを食べちゃうとかそんなことも、小学校の頃とは違って中学生になれば、家でも 外食に家族で行ったりお友達と行ったりということで、そういう中でも自分なりに体験を しながらちゃんと食べちゃいけないものとか、そういうものの判断も付いてくる年頃だと 思うので、それに付いていなきや困る時期かと思うので、誤って食べちゃったとか誤って おかわりをして食べちゃったとか、そういうことは中学生の中では少ないかなというふう に思うので、でも初めて始める段階では、きちっと各学校皆さん教職員が第一によく理解 をしてその時間にあたるということで、全体の指導が大切かなというふうに思いますので、 そこだけきちっとさえしていけば、割とスムーズに行くのかなというふうには思っていま す。本当に大変な調査で、これからが大変かと思いますけど、本当に始める段階ではやは り医師の診断書をもとにきちっとしたものをもらって、全職員がそれをみんな把握してス タートするというのが、そこだけきちっと踏んでいくということが必要かなというふうに 思いますけど、これからいろいろ作業的に大変になってくるかと思いますが、よろしくお 願いしたいというふうに思います。

【峪委員長】

割と小麦をたくさん使うんじゃないかと思うんですけどね、小麦はダメですという、これを取り除いて別献立となると、割と多いだけに大変かなと思うんだけど。素人考えなんだけど、どうですかね。

【中学校給食推進室担当課長】

小麦製品ですとまずパンがあると思います。あと、とろみ的にシチューなどで使う部分に関しては、代用品として、通常使っている片栗粉などでとろみをつけたりということは可能です。ただ調味料に微妙に入っているものがあると思いますので、例えばお醤油でも小麦が入っていたりしますので、そういうところの除去というのはちょっと難しいかと思います。卵とか小麦とか今回ミルクとか出しておりますが、完全に除いたものを提供できるかと言われると、ちょっと完全とは言えませんので、こういうものにはこういうものが入っていますよというお知らせはきちんと情報としてお流しした上で、保護者の判断・医師の判断を受けていただくという形になると思います。100%完全除去食というのはちょっと

難しいものがあると思いますので、ここは除去できますけれどもここはやはり難しいということは、文章の中にも表記させていただきましたように、申し訳ないんですが、代用品をおうちからお弁当でお持ちいただくということもあるかと思います。

【峪委員長】

そうですか。今私が心配したのは調味料ですよね、マヨネーズは卵ですか。

【中学校給食推進室担当課長】

卵ですが、今エッグレスというマヨネーズもあります。献立もこれからじっくり考えていかなければいけないのですけれども、小学校の場合ですと今生野菜とか使っていませんが、小袋のマヨネーズを使う時もありますので、小袋であれば別のエッグレスといったものを使ったりということは可能かと思います。

【峪委員長】

なるほどね、あるんだ、そういうのが。

【中学校給食推進室担当課長】

今いろいろと。ただ大きく代わりのものを、メインで使うというのは、ちょっと難しいと 思いますので、基本は除去食で調味料的な個別につけられる代わりのものがあれば、可能 かと思います。具体的にどういう形での除去食を提供するというのは、今後の献立を考え ながら検討していきたいと思っております。

【峪委員長】

アレルギーの子をお持ちの保護者の方というのは、本当に買ってきたものの後ろをひっくり返して原材料を精査して与えていますよね、そこは非常に気を使っているので、同じような神経の使い方というのはしないといけないですよね。そして、統計的に何パーセントとか、0.何パーセントってあったんですが、もちろんそれは大事なんですけど、この問題は統計ではなくて、ひとりひとりの子どもの命、しかも別々、みんな個に応じて違っているものなので、そこをやっぱり最初きめ細かくするというのは、現場と足並みを揃えないといけませんよね。担任とかにも至るまで。そこも心のどこかに不注意があると問題が起きてしまうので、これはこの給食の計画だけでなくて、実際に行っていくときの注意事項というか、そういうことが。特に小学校はある程度慣れているのかもしれないけれども、中学校はこれからですので、そこのところの研修というかそういうものもきちっと、研修プランというかその辺の計画の中に、きちっと位置づけていくのがいいかもしれないですね。ちょっと研修に関するものは、まだ姿がないようですので。

【中学校給食推進室担当課長】

現在、教育委員会のほうで、小学校・中学校に限らず、アレルギーの、先ほどアナフィラキシーのことがあったんですけども、そういうことの緊急の対応についての研修は、必ず年 1 回は行うようにということで、中学校でもエピペントレーナーを使用した研修をしたりと聞いております。教職員に向けて、教育委員会としては研修は必ず行うとなっておりますので。給食についてはどういう流れで行くのかというのは別なので、そういう面ではやはりきめ細かに教職員の方々に周知を図っていければというのがありますので、今後研修についても検討してまいりたいと思います。

【峪委員長】

そうですね。

【濱谷委員】

ちょっと安心と言ったら変な言い方ですけど、食材は給食会が今まで小学校の食材も購入していただいているわけですが、やってくださるという意味では、単品で来るものはそれだからいいんですけど、加工食材ですとか調味料とか何が入っているかというのを全て出させて把握した上で購入してくださって、これには何が入ってるというのが全部示されますので、そのへんは、それぞれの3ヶ所のセンターが独自に買って使うとなるともう把握できない、困難になってくるけれど、給食会が全てやってくださるというのであれば、少し把握しやすいというか、全体にお知らせもしやすいですから、そのへんはいいのかなというふうにちょっと思います。

【中本委員】

僕らの子どもの頃は少なかったんで、アレルギーはやっぱり進行中だと思うんですよね。で 10 年後、また新しいアレルギーが出てきたり対策も変化していかなければならない。アレルギーの子どもを持っている親御さんは給食に対してどういうご意見を持っているのか、リサーチなさったことはあるんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

そこまでは。ただ今回、質問の中に「給食で除去が必要なものがございますか?」ということでは聞かせていただいていて、ここの数値も見ていただけると、「ある」と回答した方が 1,427 人いらっしゃるんですけれども、こちらの 3 ページ目のほうの「除去が必要な食べ物」ということで、こちらの回答数が 1,073 人、と減ってしまっているという状況があります。ここについては、確実に言えないんですが、先ほど中学生になれば自分で判断してということもあるので、100 パーセント給食から除いたものとか代替食を希望しなくても、給食でもやっていけるという方も中にはいらっしゃる、というのは想像しています。

【中本委員】

万が一なんですけど、突然花粉症になったりするじゃないですか。そういうこともあるし、これって未知の領域なんで、どうなるか分からないわけですよね。ですから一番注意しなければいけないのは、アレルギーの子どもを持つお父さんお母さんがどのようにお考えになっていらっしゃるのかだと思います。

すごく危ない意見なんですけど、こっち側の対応で何とかしていこうとすると、どこか限 界が出てくると思います。病院でも点滴を打ち間違えて患者が亡くなったり、手術室に行 くときに何個名札をつけられて送られていっても、でも間違いが起きるんですよね。です から、前例のこのアレルギーの対応をいっぱい調べて、川崎らしさなんていうことではな いような気がするんですよね。

やっぱりアレルギーの子を持っている親御さんたちが給食に対してどういう感じを持ってらっしゃるのかは、こっち側で仕組みを作る以前に確かめる必要があると思います。本人がちょっと判断できそうにないなという場合はお弁当にしてもらうとか、もっとはっきりとしないと、他の多くの子どもたちの給食である素晴らしさが失われるのはちょっと寂しいなと。

ぜひアレルギーを持っているご家族が、給食に対してどういう期待をしているのか、どういう注意を期待しているのか、というのを資料として作り、対応をお考えになるのも手かもしれないですね。

【中学校給食推進室担当課長】

9月以降に保護者説明会等でいろいろご意見を頂戴してまいりますので、おそらくそういう中でもご意見をいただいてまいりますので、それを踏まえて実施方針のほうは決めてまいりたいと思います。

【中本委員】

よろしくお願いします。

【濱谷委員】

まあ中学生ですので、どの程度親御さんがいらっしゃるのかなというのはちょっと思うんですけど、小学校での私の経験からいうと、親御さんはやはり教室で 30 何人 40 人が一緒に食べるときに、自分のお子さんだけがお弁当じゃなく、できる限り食べれるものは一緒のものを食べさせて欲しい、という親御さんがとても多かったですね。だから、どうしても食べれないものについては、おうちから持ってくる場合とか、最後に卵を入れないのをお願いしますとか、もし入っちゃってその日食べれない場合でも、了解ですという形で、親御さんとしてはできる限りみんなと同じものを一緒に楽しく食事の場は過ごさせたいと

いう。で、お弁当を持ってきても、給食の食器に必ず入れさせて同じような形で食べさせ てほしいとか、おっしゃる親御さんもいましたね。毎日お弁当を持ってくるんだけど、必 ず給食のみんなと同じ器に入れてから食べたいとおっしゃる親御さんとか、いろいろなん ですが、全くいりません、うちは全部お弁当です、という方は、私は今まで一人も経験は ないです。ですから、できるだけみんなと一緒にその時間は楽しく過ごさせたいというこ とかなというふうにはちょっと思うんですけど。それに沿って、なるべく同じようにして あげたいなということで、日々親御さんと連絡を取りながら、これにはこれが入っている ので、明日はこれは持っていきますとか、本当の最初の 1 年生あたりのときは、そういう 日は前日・前々日に 1 回電話をするとか、私の場合は。で当日ちょっとそのクラスに行っ て様子を見て、それはなかったけど楽しそうでしたよ、とかちょっと連絡を取るとかとい う形で、あるいは保護者の方によっては、お弁当と一緒に必ずノートに書いて持ってこさ せて、という親御さんもいらっしゃいましたので、最初だけ、ということではないですが、 丁寧な対応をやはり学校側はしなきゃいけないし、保護者の方もそれは理解したうえでや ってもらわなければいけないので、説明をよくして、医者の診断書等があれば、本当に難 しい場合には医者にもこちらから連絡をしたりとかいう形で、連携を取りながら、本当に その子どもさんがどうすれば一番いいのかということをみんなで考えましょう、という姿 勢で進めてあげればいいのかなというふうに常に思っていましたので、はい。これからの 中学生の給食も、そんなふうに周りがみんなでやっていけばいいのかなというふうに、す ごく思います。

【中学校給食推進室担当課長】

ありがとうございます。

【中本委員】

アレルギーはまだ増えつつあるんですか。

【濱谷委員】

どうなんでしょうね。

【中本委員】

反応するものがどんどん広がってますよね。

【濱谷委員】

どの程度までを本当に考えるかって、保護者の方によっても違うんですね。ちょっと食べて少しかさかさしたり何かあっても、バランス良く栄養を取らせるために、うちの子はちょっとかさかさしてもいいんです、っておっしゃる保護者もいらっしゃるし、それよりも

栄養を取って元気に育てば、少しずつ大きくなれば治っていくのかな、みたいな保護者の 方もいらっしゃるし、赤くなったりちょっと何かなるとそれはダメっておっしゃる方とか、 お子さんのことに関しては皆さん大切なことなので、やっぱり真剣に考えてらっしゃるの は確かかなというふうに思うんですけど。ですからこそ、素人で周りで判断じゃなく、ちゃんと医者の診断書なり、医者に学年を経てだんだん悪くなる場合もあるけどよくなって いく場合もありますので、一度診断を受けたからそれをずっとじゃなく、途中でまた医者 に診断してもらってください、というような形で、子どもにとって本当に食べれるように なるのに食べないままで進む子も出てきちゃいますので、そのへんは一緒に考えていくと いう姿勢で、養護教諭もそういう時は一緒に入ってくださるし、学校中でやっていけばい いのかなというふうには思いますけど。

【中本委員】

難しいですね。

【濱谷委員】

大変でしょうけど、よろしくお願いいたします。

【吉崎委員】

結構多いですね。

【中本委員】

びっくりしました、こんなにだと思わなかった。

【峪委員長】

そういった意味でいろいろと話があったのを加味をしていただいて、この4ページの2番のところにアレルギーの話が書いてあります。3番、やっぱり安全安心という項目、の書きっぷりが6行で終わっているのは、まだ安心安全の項目が最もボリュームが少ないので、どうかなという気がするのですが、今の話などをもとにして、まあたたき台ですよね、これから加筆されていくのかなと思いますので、そういった意味で安心安全、もう少し中身を充実させたほうがいいかなと思います。

【教育長】

今の3番のところは食材の確保の話で、提供の話ではないので、そこに入れると項目の中身が変わってきちゃいますね。

【峪委員長】

そうですね、わかりました。まあいずれ、それなら別のところでもいいんですけど。それでは今度は「たたき台」というのが取れた状態で討論しますけど。それでは承認ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、 川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださる ようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 第3期実行計画実施結果について

8 議事事項 I

議案第42号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に 関する報告書(平成25年度版)について

【峪委員長】

企画課長お願いいたします。

【企画課長】

報告事項 No. 3 「新総合計画 『川崎再生フロンティアプラン』第3期実行計画実施結果について」及び議案第42号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(平成25年度版)について」一括して御説明いたします。

初めに、議案第42号について御説明いたします。まず、点検及び評価の位置付けでございますが、恐れ入りますが、報告書の表紙をおめくりいただき、左側の「はじめに」を御覧ください。本報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして、自己評価を行った上で、学識経験者・市民代表・教職員代表からなる「川崎市教育改革推進協議会」へ提示し、外部からの御意見をいただきながら作成いたしました。

次に、報告書の構成についてでございますが、右ページの目次を御覧ください。

第1章が「かわさき教育プランの全体像」、第2章が「かわさき教育プランの点検及び評価の項目」、第3章が「第3期重点施策評価」、第4章が「教育委員会の活動状況」、参考資料といたしまして「スクールミーティングニュース」を添付してございます。御覧のとおり、報告書の内容はかなりの分量でございますので、別添の資料1概要版に基づき、報告書の概略を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料1概要版の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。「かわさき教育プランの全体像」でございます。「かわさき教育プラン」は、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指し、平成17年3月に策定された本市の教育に関する総合計画でございます。 平成17年度から平成26年度までの10年間を対象期間として、4つの基本政策、13の基本施策、52の施策、184の事業から構成されております。そして、平成23年度から25年度の3年間の第3期実行計画期間に、特に重視して取り組む施策を6項目の「重点施策」として、184の全事業の中から、具体的な事業を抽出して再構成しております。また、本市では、「かわさき教育プラン第3期実行計画」を教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として位置づけております。なお、本日、参考資料として、資料2「かわさき教育プラン第3期実行計画概要版」をお配りさせていただきましたので、御参考にしていただければと存じます。

続きまして、2ページを御覧ください。

かわさき教育プランの点検及び評価の項目でございますが、かわさき教育プラン第3期実行計画の 6 つの重点施策を対象としております。先ほども申し上げましたが、点検及び評価にあたりましては、「川崎市教育改革推進協議会」から御意見をいただきながら行ってまいりました。

続きまして、各重点施策の内容についてご説明いたします。1 枚おめくりいただき、3 ページ、4 ページを御覧ください。重点施策1「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」でございます。目指す方向性は「生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもたちを育てる」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、一人ひとりの教育的ニーズに迅速かつ的確な対応 を図るため、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、いじめや不登校の未 然防止や早期発見・早期対応など、学校支援活動の中心的役割を担う児童支援コーディネ ーターの専任化を小学校 35 校で行い、学校全体で組織的な支援を行うための体制作りを推進いたしました。また、いじめ、不登校対策といたしまして、「かわさき共生*共育プログラム」の全校での継続実施、プログラムの第2版の作成による指導の充実を図るとともに、平成 26 年 3 月に「川崎市いじめ防止基本方針案」を策定いたしました。また、スクールソーシャルワーカーを 1 名増員し、各区 1 名、計 7 名体制とすることで、きめ細やかな相談支援を進めました。

特別支援教育を推進するため、特別支援教育サポーターを 164 校に対して 478 名配置するとともに、「個別の教育支援計画(サポートノート)」の作成を進めました。また、田島養護学校の児童生徒の増加に適切に対応するため、高等部の改築及び小中学部の大規模改修を完了するとともに、大戸小、稲田小の重複障害特別支援学級について、養護学校小学部分教室への移行に向けた教育課程の検討及び施設整備を完了いたしました。通級指導教室の狭あい状況の解消、再編整備に向けて、中学校北部地区及び小学校の多摩区・麻生区の工事を完了しました。

海外帰国・外国人児童生徒の支援について、教育相談を実施し、164件の相談を受け付けるとともに、新たに151名の児童生徒に対して日本語指導等協力者を派遣し、初期の日本語指導や中学校3年生の高校進学に向けた学習支援を行いました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、いじめへの対策といたしまして、各学校における取組を進めるとともに、児童支援コーディネーターの専任化による支援体制作りや「かわさき共生*共育プログラム」を全校で継続して実施したことなどにより、いじめの早期発見につながり、迅速な対応を図ることができました。また、各区 1 名体制となったスクールソーシャルワーカーの活用の促進など、課題を抱える児童生徒・保護者への相談支援を充実することにより、いじめ解消へつなげることができました。

特別支援教育対象児童生徒の増加や教育的ニーズが多様化する中、田島養護学校や養護学校小学部分教室、通級指導教室の整備が完了したことにより、施設の狭あい化の解消や、一人ひとりのニーズに対応したきめ細やかな支援の充実に向けた環境整備を図ることができました。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「いじめや不登校の問題は早期発見、迅速な対応が大切である。かわさき共生*共育プログラムや児童支援コーディネーター専任化の取組により、学校現場の教育力が高まってきている。」などのご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、いじめ、不登校の未然防止に向けて、かわさき共生*共育プログラムを継続して実施するとともに、児童支援コーディネーターの拡充により、学校全体の組織的な支援体制作りのさらなる推進を図ってまいります。

特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、障害の有無にかかわら

ず、すべての子どもを対象とした一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な支援を行ってまいります。

また、市内の特別支援学校高等部生徒増加に対して適切な方策を検討するとともに、軽度の障害生徒の社会的自立促進に向けた職業教育充実のため、高等部の教育課程や分教室の拡充等の在り方を検討してまいります。

なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、かわさき共生*共育プログラム実施による社会性(言語的解決スキル)について、前年度と比較しまして、実績値が 0.55 上昇するなど、概ね目標どおりとなっております。

1 枚おめくりいただき、5 ページ、6 ページを御覧ください。重点施策 2 「地域の中の学校を創る」でございます。目指す方向性は「地域の中の学校づくりを目指して、地域との連携を進めるとともに、学校の抱える問題に対して、きめ細やかに対応する」、「学校がそれぞれの特性を活かし、地域に開かれた魅力ある学校をつくる」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、コミュニティスクール、地域教育会議のそれぞれ の取組を支援し、地域と学校が連携した教育を推進いたしました。

特色ある教育活動を推進するため、小学校 8 校、中学校 10 校、高等学校 1 校で教員公募の応募者を配置するとともに、学校裁量による予算配当、176 校で学校関係者評価などを実施いたしました。また、学校経営計画や学校評価のホームページ上での公開を 89 校で行いました。

地域における防犯への取組として、地域交通安全員を昨年度から 17 箇所増やし、103 箇所へ配置いたしました。

地域活動団体を管理運営の主体とした学校施設有効活用のモデル事業を1校で実施すると ともに、学校体育館の開放利用について、受益者負担の適正化を図るため、平成26年1月 から使用料を導入いたしました。

川崎高校附属中学校の平成 26 年 4 月開校に向けて、7 月及び 8 月に学校説明会を開催し、3,205 名の参加を得ました。また、11 月には志願説明会を開催し、1,751 名の参加を得ました。

各中学校区の「連携教育推進協議会」を中心に小中連携教育推進の取組を全 51 中学校区 で進めるとともに、小中連携教育のカリキュラム開発研究を全教科に拡充、研究期間を 2 年間として、研究の充実を図りました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、地域と 学校の連携に向けて、各区に配置した区・教育担当を中心に地域と連携した子ども支援の 推進、地域教育会議による地域の教育力の向上やコミュニティスクールによる保護者及び 地域住民の学校運営への参加促進などへの支援を行うことにより、連携の強化・充実を推 進することができました。

学校関係者評価の実施校数が 176 校になるなど、学校や保護者、地域住民の方々がお互いに理解を深めることにより、連携協力を推進し学校運営の改善を図ることができました。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「学校の防犯力の向上について、 スクールガード・リーダーやスクールサポーターの巡回などにより、学校現場の安心につ ながっている。」というご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、平成 26 年 4 月開校の川崎高校附属中学校において、タブレット端末や無線 LAN などの ICT 環境を活かした授業を実施するなど、教育理念及びカリキュラムに基づく中高一貫教育を推進してまいります。

また、スクールガード・リーダーを拡充し、校舎内外や学区域内の安全点検指導などによる学校の防犯力の強化を図ってまいります。

なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、前年度と比較しまして、学校施設の利用者数が 4 万 4 千人増加し 251 万人となるなど、各参考指標における実績値は概ね上昇しております。

1 枚おめくりいただき、7 ページ、8 ページを御覧ください。重点施策3「学校の教育力を高め、確かな学力を育成する」でございます。目指す方向性は「教職員が自らの力を伸ばして、学校の教育力を高めることなどにより、子どもたちが「確かな学力」を身に付ける」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、本市の学習状況調査を小学校は5月、中学校は11 月に全校で実施し、結果分析に基づいた授業改善プランを示すなど、全校で授業改善を図 りました。

ALT (外国語指導助手)を小学校に35名、中学校に30名、高等学校に5名配置することで、言葉や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や各技能を総合的に活用するコミュニケーション能力を育成し、生きた英語に慣れ親しむ機会を確保するとともに、英語教育の充実を図りました。

高等学校定時制課程夜間給食について、制度の継続及び継続に伴う内容の改善を決定し、 平成 26 年度からの見直し実施に向けた取組を進めました。

安全・安心で温かい中学校完全給食の平成 28 年度実施に向け、中学校給食推進会議及び中学校給食推進連絡協議会を設置し、実施手法等について検討を進めるとともに、児童生徒・保護者を対象とした「中学校における昼食についてのアンケート」の実施や小中合築校を除く中学校 49 校の既存施設・設備の調査を実施いたしました。

教育活動サポーターを小・中学校 110 校に配置し、個に応じたきめ細やかな学習支援等の 充実を図りました。

小学校1年生及び2年生について、全小学校で35人学級が実現し、教員が子どもと正面から向き合い、学校現場が直面する様々な課題へ対応していくための体制を整備いたしました。

新しいライフステージに応じた教職員研修を全面実施し、3年目研修や2校目異動研修などを新設することで内容の充実を図るとともに、各学校の要請に応じた校内研修や授業研究への指導主事の派遣などによる、日常的な授業研究の活性化を図りました。

教員として魅力ある人材を確保するため、東北地方及び九州地方において教員採用試験を 実施し、99名が受験、うち24名を採用いたしました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、学習指導要領に基づく効果的な指導や、学習状況調査等の結果を踏まえた授業改善などにより、わからないことがあったら自分で調べようとする割合が、小学校 5 年生においては昨年度から 2.4 ポイント上昇し 48.3%、中学校 2 年生においては昨年度から 0.8 ポイント上昇し 45.7%となるなど、児童生徒の学習に対する意識の向上を図ることができました。

教員採用試験の東北・九州地方実施や新しいライフステージに応じた教職員研修の全面実施、教育活動サポーターの配置校数増などにより、優秀な人材の確保・育成及び教員のサポート体制の充実を図ることができました。

以上により、学校の教育力を高め、確かな学力の育成を推進することができました。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「教職員への研修について、研修後のフォローアップの仕組みをつくることが大切である。」などのご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、子どもたちの社会的自立を促す視点から教育の在り方を幅広く見直し、自己の生き方と関連付けながら成長していくことを支援するため、小学校段階からの「キャリア在り方生き方教育」の推進に向けた取組を進めてまいります。

習熟の程度に応じた指導や個別指導、グループ別指導等、きめ細やかな指導方法や指導体制についての研究と実践を進めることにより、「確かな学力」育成の推進を図ってまいります。また、学習状況調査の結果を学校と家庭が共有することなどにより、学習習慣づくりなどを家庭と連携しながら進めてまいります。

中学校完全給食につきまして、平成 28 年度実施に向けて、実施方針及び施設・設備の改修計画を策定するなど、計画的に取組を推進してまいります。

県費教職員の給与負担等の事務・権限の移譲につきまして、制度構築やシステム改修に向けた作業を進めるとともに、学級編制等の在り方の基本的な方向性を検討してまいります。 なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、前年度と比較しまして、学習状況調査等の各参考指標における実績値は概ね上昇しております。

1 枚おめくりいただき、9 ページ、10 ページを御覧ください。重点施策 4 「まちの強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む」でございます。目指す方向性は「本市の地理的、歴史的、文化的特長など「まち」の強みを活かした教育を推進し、子どもたちに将来の夢を育む」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、市内企業などの出張授業や施設見学、理科支援員の全市立小学校配置、横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施やCST養成プログラム修了者による教員研修の充実など、研究開発都市である本市の強みを活かした魅力ある理科教育を展開いたしました。

川崎サイエンスワールドに掲載された市内企業や公益財団法人神奈川科学技術アカデミー(KAST)などの協力を得て、小・中学校において理科や総合的な学習の時間などで出張授業や施設見学を実施いたしました。

環境教育につきましては、多摩川、生田緑地などにおいて観察会を実施するとともに、市内企業の出前授業等の活用を推進するなど、取組の充実を図りました。

小学校体育授業への地域指導補助者を 53 校に対して 84 名派遣するとともに、中学校の部活動への外部指導者を 46 校に対して 97 名派遣、武道授業への指導補助者を柔道で 10 校、剣道で 1 校派遣するなど、児童生徒の体力づくりの充実を図りました。

地域に開かれた子どもの音楽活動、オーケストラ鑑賞、子どもの音楽の祭典の実施、ジュニア音楽リーダーの育成など、子どもたちに音楽のすばらしさや、音楽に触れる機会の充実や演奏技術の向上を図りました。

朝読書、読み聞かせや各区 3 名、計 21 名配置している学校図書館コーディネーターの巡回訪問による学校図書館の環境整備などを実施するとともに、「かわさき子ども読書 100 選」の小学校低学年版及び高学年版を改訂・発行し、各校の読書活動を推進いたしました。また、公共図書館と大学図書館との連携について、新たに、日本女子大学との利用協定を締結し、連携を図りました。

地域企業などと連携した職場体験や職業講話など、地域と連携しながら、子どもたちの社会性や望ましい職業観を育みました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、理科の授業の理解度として、「わかる」「どちらかといえばわかる」と感じる児童生徒の割合が、小学校 5 年生では昨年度から 1.4 ポイント上昇し 94%、中学校 2 年生では 2.5 ポイント上昇し 68.9%になるとともに、観察・実験が好きな児童として、「好きだ」「どちらかといえば好きだ」と感じる児童の割合が、小学校 5 年生では昨年度から 1.2 ポイント上昇し 91.6%となったことから、理科支援員の配置事業などを通した実験や観察の充実によってわかりやすい授業づくりを進めることができました。

児童生徒の体力づくりの充実を図ったことにより、新体力テストの全国平均を 100 とした時の本市の体力合計点は、小学校 5 年生男子では昨年度から 2.1 ポイント上昇し 97.5、小学校 5 年生女子では昨年度から 1.9 ポイント上昇し 95.8 となるなど、一定の成果がありました。しかしながら、全国平均との比較では、未だ下回っていることから、更なる取組が必要となります。

全体としては、多様な地域人材、大学、地域企業など、本市の強みを活かした取組を継続 して行うことができたと評価できます。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「中学校区地域教育会議でも職業体験の受け入れ先を紹介する仕組みがあるため、活用してほしい。」などのご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、理科教育や環境教育を推進す

るため、市内企業の協力を得た出前授業や施設見学などの充実を図ってまいります。

子どもの体力向上に向けた取組を推進するため、子どもの体力向上検討委員会で示された 方策等の実施研究を行うための研究モデル校において改善点等の検討を行うとともに、研 究成果を全学校の取組につなげてまいります。

学校図書館をさらに充実させるため、学校図書館コーディネーターの配置の拡充に努める とともに、教員の授業における効果的な学校図書館の利活用や図書ボランティアの活動を 含めた研究、検証を進めてまいります。

なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、学習状況調査や児童 生徒新体力テストの各参考指標における実績値は概ね上昇しております。

1 枚おめくりいただき、11 ページ、12 ページを御覧ください。重点施策 5 「安全・安心で快適な教育環境を創る」でございます。目指す方向性は「安全・安心で快適な環境の中で学ぶことができるよう、安全性や機能性の高い学校をつくる」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、長期的な視点による施設マネジメントを行うため、学校施設長期保全計画を策定いたしました。

学校のトイレ快適化工事を 7 校 25 箇所で行うとともに、エレベータ整備を 5 校で行うなど、環境改善及びバリアフリー化を進めました。

既存学校施設再生整備事業のモデル事業として西丸子小、久末小の平成 25 年度工事及び 平成 26 年度工事分の実施設計を完了いたしました。

トレーナーによる AED の研修を、94.2%の学校で実施するとともに、校外学習実施時に AED を携行することによって、緊急時に的確で素早い対応ができる体制の充実を図りました。

大規模住宅開発等による児童生徒の急増対策として、児童生徒の増加が見込まれる地域の 通学区域の調査・検討を行うとともに、新川崎地区及び小杉駅周辺地区における小学校新 設に向けた基本計画の策定、大谷戸小学校やはるひ野小中学校などの校舎改築・増築工事、 子母ロ小と東橘中の合築整備に向けた取組などを実施し、良好な教育環境の確保に努めま した。

平成 26 年 4 月からの校務支援システム運用開始に向けて、教職員の業務の効率化につながる機能のカスタマイズや、安心して使える安定的な稼動体制の構築などを図るとともに、全校で仮稼動を行いました。

災害安全の推進に向けて、防災教育研究推進校を 59 校指定するとともに、防災備蓄物資を整備いたしました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、学校トイレの快適化やエレベータ設置などを予定どおり整備したことで、児童生徒が快適に学習に取り組める学習環境の整備を進めることができました。

学校施設長期保全計画の策定により、教育環境の改善と長寿命化による財政支出の縮減と 平準化を図り、整備を計画的に推進するための今後の方針を定めることができました。 防災教育研究推進校の指定により学校防災教育の充実を図るとともに、防災備蓄物資の配備による大規模災害時を想定した環境整備を進めるなど、学校の防災管理体制の整備を推進することができました。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「学校施設の整備や防災機能の 向上など、ここ数年でかなり進んできたと感じている。今後も、学校施設長期保全計画に 基づき、計画的に進めてもらいたい。」というご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、校舎や体育館の再生整備の設計に着手するなど、学校施設長期保全計画に基づき計画的な保全を実施するとともに、体育館・格技室の天井等落下防止対策等の非構造部材の耐震化や体育館への灯油式発電機の設置等による非常用電源の確保策などを推進してまいります。

良好な教育環境を確保するため、市内の人口動態や開発状況を適切に収集し、今後の児童 生徒数の推計を算出しながら、教室の転用、学区変更、校舎の増築などの対応策を地域の 状況や学校施設の現状を踏まえて検討してまいります。

東日本大震災の被害や発生時の状況等を踏まえた学校における防災力強化のため、防災教育研究推進校の指定による実践研究や研修会の開催、防災関係資料の充実を図るとともに、 平成26年4月開校の川崎高校附属中学校への防災備蓄物資整備を進めてまいります。

なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、小・中学校の窓アルミサッシ化率が 100%となるなど、概ね目標どおりとなっております。

1 枚おめくりいただき、13 ページ、14 ページを御覧ください。重点施策 6 「共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る」でございます。目指す方向性は「学びの成果を活かして地域の教育力を育み、市民主体の生涯学習社会をつくる」でございます。

重点施策の実施結果といたしましては、市民館等における家庭・地域教育学級などを通して、家庭の教育力向上に向けた親の学びを支援いたしました。また、シニア世代の知識や経験を地域活動に活かせるよう、学びや具体的な活動に結びつくシニアの社会参加に向けた支援のための講座を実施するとともに、生涯学習財団と学校支援センターの連携を進めることにより学校支援を担う人材を育成いたしました。

図書館機能の充実について、全館に無断持出防止装置 (BDS)、地区館に自動貸出機の設置を完了するなど、市民の学習や活動等を支える図書館サービスの拡充を図りました。

地域の教育力向上を図るため、中学校区・行政区地域教育会議では、交流会等で「学校との関係づくり」などについて情報・意見交換を行い、学校・家庭・地域の連携を推進いたしました。また、広く市民に周知するために「川崎の地域教育会議ハンドブック」の増刷配布等により活性化を支援いたしました。

市内の歴史・文化資源である文化財を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「川 崎市文化財保護活用計画」を策定いたしました。

史跡めぐりや発掘調査現地見学会等の地域の文化財を活かした学習の機会を提供し、魅力 ある地域づくりを進めました。 橘樹郡衙跡につきましては、学識者による調査指導委員会を設置し、影向寺とあわせて、 地域と連携した保存・活用及び将来的な国史跡の指定に向けて検討を行いました。また、 現地においては、史跡めぐりや発掘調査を行いました。

次に、総合評価欄を御覧ください。実施結果に基づく総合評価といたしましては、家庭・地域教育学級、PTA 等家庭教育学級の開催により、家庭の教育力向上に向けた親の学びを支援することができました。シニアの社会参加に向けた講座の実施や生涯学習財団と学校支援センターの連携を進めることにより、地域の学びや学習支援を担う人材を育成することができました。

文化財保存活用に関する市民への普及啓発を行うなどにより、文化財の保護と活用における市民参加を推進することができました。

また、教育改革推進協議会からの御意見でございますが、「地域が学校教育に関わること、 さらには社会教育が放課後や休日の子どもたちの生活を変えていくことが重要である。」な どのご意見をいただいております。

それらを踏まえ、次年度以降の実施方針といたしましては、地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みをつくるため、地域教育会議や地域の NPO 団体などを活用しながら、放課後や土曜日に学習支援や体験活動等を行う「地域の寺子屋」のモデル事業を実施してまいります。

社会教育施設の長寿命化につきましては、かわさき資産マネジメントカルテに基づき施設 整備を実施するとともに、生涯学習施設全体の保全計画策定に向けた分析を進めてまいり ます。

橘樹郡衙跡につきまして、活用・維持管理の取組を継続して進めるとともに、影向寺遺跡を加えた「橘樹官衙遺跡群」として総括報告書を刊行し、国史跡指定に向けた取組を進めてまいります。

なお、本重点施策におきましては、指標の推移にございますように、前年度と比較しまして、子どもの1ヶ月の読書量は増加しております。

続きまして、15ページを御覧ください。平成 25 年度の教育委員会の活動状況でございます。平成 25 年度の教育委員会会議は、定例会 12 回、臨時会 10 回の計 22 回開催いたしました。内容につきましては、審議案件 76 件、請願・陳情審査 6 件、その他の報告事項 83 件となっております。このほか会議以外の活動といたしまして、教育委員が学校を訪問し、児童生徒・教職員・保護者等との交流や意見交換等を通して、相互理解を深めることを目的としたスクールミーティングの実施をはじめ、児童支援コーディネーターの現状確認などの学校現場の視察を行ったほか、成人の日を祝うつどいや各種行事への出席、教員採用候補者選考試験の面接の実施等がございました。また、教育委員会の活動状況の詳細につきましては、報告書 69ページ以降に記載させていただいております。後ほどご参照していただければと思います。

以上、報告書の概要を御説明いたしました。なお、本報告書について御承認を得られまし

たら、8月28日の総務委員会に提出し、説明してまいりますとともに、各区役所市政資料 コーナーやホームページ等で公開する予定でございます。

議案第42号の報告書についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項 No. 3 「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』第3期実行計画実施結果について」御説明いたします。

恐れ入りますが、報告事項 No.3の1ページをお開きください。左側の役割と構成にございますように、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、市制運営の基本方針として、平成17年3月に策定したもので、基本構想と実行計画の2層で構成されており、平成23年度から25年度の3年間を第3期実行計画期間としております。本実施結果は、その第3期実行計画の取組結果についてまとめたものでございます。資料右にございますように、計画の体系に位置づけられた施策課題・事務事業によって、「市民が実感できる成果がもたらされているか」といった視点から、その進行管理を行うシステムを取り入れており、計画全体の評価結果については、学識経験者及び公募市民によって構成される「川崎市政策評価委員会」において審議されております。

続きまして、2ページをお開きください。施策評価のツールとして活用している「施策進行管理・評価票」の見方について説明したものでございますので、後ほど御覧ください。

3ページをお開きください。こちらは「施策進行管理・評価票」の中に記載しております評価区分の説明でございまして、施策課題についてはA~Cで評価を行い、区分「A」「B」は施策が推進したもの、区分「C」は施策が推進していないものとなります。また、事務事業の達成状況については1~5で評価を行い、区分「1」から「3」は目標を達成、区分「4」「5」は目標を下回ったこととなります。

次に、別添の資料を御覧ください。

教育委員会の施策評価結果をまとめたものでございます。資料左「政策体系に位置づけられた施策課題の実施結果」にございますように、教育委員会が所管する施策課題は 14 課題 あり、どの施策課題も概ね順調に推進したという評価となりました。

なお、各施策課題の実施結果の内容につきましては、議案第42号の報告書により、先ほ ど御説明させていただきましたとおりでございますが、資料右にございます2つの施策課 題については、位置づけられている事務事業に目標が下回ったもの等がありましたので、 御説明させていただきます。

恐れ入りますが、報告事項 No.3の5ページをお開きください。

施策課題「豊かな心とすこやかな身体を育む教育」でございます。資料右下「配下の事務事業一覧」にございますように、「定時制高校給食運営事業」について、目標を下回る結果となりました。この事業につきましては、平成25年度に見直し結果に基づく実施をする予定でしたが、給食内容や負担割合の見直しについてさらなる整理を行うため、平成26年度実施に変更をしたことによるものでございます。先ほど御説明させていただきましたとお

り、平成 25 年度に制度の継続及び継続に伴う内容の改善を決定いたしまして、平成 26 年 4 月から見直し結果に基づく実施をしたところでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

施策課題「学校施設の有効活用の推進」でございます。資料右下「配下の事務事業一覧」にございます「学校施設の有効活用事業」につきまして取組を進めてまいりました。事務事業の目標としては概ね達成できたと言えますが、特別教室開放のための整備につきましては、学校事情など、その調整に時間を要したため、一部終了しなかったものがございました。今後、速やかに整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、新総合計画第3期実行計画実施結果の概要を御説明いたしました。なお、本実施結果につきましても、8月28日の総務委員会に提出し、説明する予定でございます。

「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』第3期実行計画実施結果について」の説明 は以上でございます。

以上をもちまして、報告事項 No.3及び議案第42号の説明を終わらせていただきます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

この大きなたくさんの仕事を高い成果を収めて終わったということでご苦労さまでした。 何かお気づきの点がありますか。

【吉崎委員】

1点いいですか。どこだったか忘れてしまったんですが、いっぱいあって。体力がもうひとつと、特にに女の子ですか、ちょっと全国と 92%という、ちょっと忘れてしまったんですが、どこを見たらいいですか。

【企画課長】

概要版の 10 ページです。

【吉崎委員】

学力のほうは結構がんばって、全国テストでもよかったと思うんですが、体力が思ったほどでないですよね、これを見ると。だいぶ上がってきてるんですよね、92 が 96 まで上がってきているんですね。もうちょっとで 100 に届くのに、男女とも。方向としてはいい方向に来ているというように思いますが、ただまだ一度も 100 に行ってませんね。このへんはどう、川崎は「スポーツのまちかわさき」としてはちょっと寂しい感じがするんだけど、今後どういう方向に行きますかね、どういう施策で。全国状況を見ますと、結構スポーツテストがいいところは高いんですよ、学力も。福井なんか高いんですよね。私たちが住ん

でいる茨城は高いんですけど学力はもうちょっとなんで、ここはちょっと例外ですが、大体高いんですよ。でやっぱりそれはバランスが大事になると思うんですけれども、学力の面も体力の健やかな面も。この辺をどのように考えていったらいいですかね。

【教育長】

確かに数値的には低いということもありますし、実際日常生活の中で運動する機会が限ら れているということはあるかと思います。ただ、小学生に比べまして中学生になりますと、 比較的全国平均並みの体力に戻っているということもあるんですね、戻るという言い方は おかしいですけれども。ですので場合によっては、ここは推測の部分もあるんですが、そ もそも体力テストの運動の内容に子ども自身が慣れていないというような部分もあるのか なということもありまして、その結果小学校で一度こういうテストを経験することによっ て、中学生になりますとやや結果が高まるのかなということも想像できるんですね。また、 全国学力・学習状況調査は全国同じ日に実施しますけれども、この新体力テストは全国の 自治体によって実施時期が異なるということがございます。本市は比較的学年の早い時期 に実施しているということがございまして、体力面で特に遅い時期に実施している自治体 に比べますとその部分が劣ることは当然ありうるのかなと思っております。ですので全国 の平均だけではなくて、今少し上昇はしているというような状況もありましたので、引き 続きこれを上げるような形で取り組んでいきたいと思っておりますし、小学校の朝の時間 に、読書活動も十分大事にはしておりますが、一方で体力づくりの運動を「きらきらタイ ム」というような名称で取り組んでいただいておりますし、小学校では 6 年生の地区別運 動会などを 1 つの目標にしまして、子どもたちが日常的に体力づくりに取り組むような活 動を行っていますので、そういうことを行いながら底上げを図ってまいりたいと思ってお ります。

【吉崎委員】

川崎ですから運動場が狭いとかそういう状況もありますかね。大丈夫でしょうか。

【教育長】

確かに児童数、生徒数が増加している学校がございますので、校庭が狭あいになっている という状況はありますので、むしろ運動能力以前に事故防止をどう心配するかというよう なところもございますので、確かに子ども自身がもう少し思い切り動き回れるような環境 が整えば喜ぶことは間違いないですが。

【中本委員】

ご苦労さまでした。これは基本的には、お前そんな当たり前のことも知らないのと言われてしまうと困っちゃうんですけど、誰が見るんですか。

【企画課長】

今後は一般の市民の方にもご覧いただけるよう、ホームページに掲載してまいります。

【中本委員】

予算を執行して、結果はこうやってこうなったということですよね。例えば重点施策の中で、いくつか地域と絡むような話がありますよね。その地域といっても NPO だったり個人だったりするのですが、川崎プランの中の 1 つという観点ではやっていません。本来ならば、それぞれの関わりをプランと照らし合わせて、行政側からの評価があってもいいと思います。

実は、現場の先生はそれどころじゃないって状況だったりするところもあるんですが、毎年毎年、単年度の取組でしかやれない状況じゃなく、毎年積み重なっていける評価があると随分変わると思います。具体的にどうだってのはないんですけど、例えばプランとしてこういう川崎市の取組があるから、今日の授業こうしましょうとか。現場が取組を理解していなければ、どんな素敵な授業でも、突然パタンと無くなるんですよ、現場側でもこういう1年を振り返るようなことを何かできるといいなと。

【教育長】

プランの役割として、川崎の教育全体がどういう方向で進むのかということですけど、も う少し具体的にいうとどういう一人ひとりの子どもたち、市民として形成していくのかと いう視点もあるかと思いますし、そのためにどういった教育の条件整理をしていくのかと いう、そういった狙いの中から全体が作られているかと思うんですね。ですので個々の学 校の取組が継続しない部分があるというお話がありましたけれども、例えば予算が減額さ れてなかなか継続が難しくなってしまったということであるとした場合には、それは環境 整備という面で学校には申し訳ない状況になってしまっているのかなということも感じる わけです。一方で、例えば教員って前の学年でこういうことをやったからといってですね、 今度自分がその学年になったときに全く同じものをなぞるのではなくて、やはりそれに何 かアレンジをして自分の創意工夫をしていこうというような性格を、どの教員もだいたい そういうものを持っていますので、そういう意味で前はこういう形で入ったけれども、今 度の学年ではこういう切り口から入っていこう、例えば狙いは同じなんだけども題材とし て扱うものは少し替わるとかということもあると思うんですね、ですから形の上では前に やったものが活かされないという形になるのかもしれませんけれども、狙いそのものは大 事にしていこうということはあるんじゃないかと思うんですね。その部分学校全体でどう いうものをこれからも継続するのか、この部分は新しい発想でやっていくのかどうかとい うことは学年を越えて話がされるところもあると思いますので、その中で残るもの、ある いは新たなものに置き換わっていくものというのもあるんじゃないかと思います。教員全 体が経験が浅くなっていく、若返っているという状況もありますので、学習の仕方ですとか授業の規律等についてはやはり全校がだいたい共通のものを理解しながらやっていくということが大事だというようなことが取り組まれていますので、例えばスタンダードというような形で教員に手引書みたいな学校で共有のものを作りまして、授業のスタイルとしてこういうところは大事にしていこうじゃありませんかというものを共有化されるような取組が随分進んでいますので、方法的なものについてはそういう形で、扱うものは替わっても方法面では共有化して継続するような取組が今なされているところです。

【中本委員】

すみませんでした。見えなかった、でもなんか僕らも先生たちと協力しながら振り返るようなことができれば、積み重なるというような、ちょっと今後模索してみます。 すごいですよね、こうやって残ると。本当すごいなあと思って。

【高橋委員】

遅れましてすみません。どれからやったのか、合ってるかこのあたりを読んだということですよね。そうすると確認したいんですが、こっちに書いてある報告書とこっちに書いてある結果というのは大体連動しているという認識でよろしいでしょうか。

【企画課長】

はい。教育プランと新総合計画、それぞれの平成25年度評価になります。

【高橋委員】

私、特別支援のところといじめの周りの児童支援コーディネーターとかあのあたりを少し見たんですけど、例えばこちらの再生プランの結果報告の 7 ページ 8 ページあたりと、こっちの報告書ですと 3 ページ 4 ページあたりが多分近いところにあると思うんですが、連動という面において少し、特別支援のところで書かれている個別の教育計画(サポートノート)とあって、フロンティアプランの報告のほうではいろいろ教えていただいている中でも、まずそれを作成する割合がですね、上がってこないという課題を持っているよというのは聞いていまして、そもそも作成までいかないと。それが 7 ページのほうには書いてあるんですね、フロンティアプラン結果の左側の「施策によって解決すべき課題」の 3 行目ぐらいには、「個別の指導計画の作成割合を高めていく」という表現になっていますよね。ただこっち側の議案第 42 号の報告書のほうでは、3 ページのほうの「重点施策の実施結果」の5つめ、「個別の教育支援計画の作成を進めてその引継ぎの活用を図った」という表現になっているんですが、これはちょっとどっちなんだという。実際には今私の認識では、作成のほうがなかなかこの何年もの中で行き届かないと認識しているので、比較的現状においてはフロンティアプランのほうが正しいように認識しているんですけれども、結構大き

な違いだと思うので、まだ作成すら 100%いっていないという状態なのか、作成して活用していると書いてあるのがこちらの報告書で、ここはちょっと合わせてほしいです。

【企画課長】

今お話にありましたフロンティアプランの「作成割合を高めていく等の推進が求められています」との表記は課題を記載しているものですので、これは3期の実行計画の当初23年度から25年度の進行管理評価票ですので、23年度にこの課題を挙げたときにはこういった課題があるということで、記載されているものでございます。議案第42号資料1のプランの評価報告書に記載されているものは昨年度25年度の結果ですので、そこで違いが出ているものでございます。平成25年度の成果につきましては、「当該年度の成果」欄に記載するものでございます。

【高橋委員】

この一番下だとすると、そこにかなり書くようになったということが、載ってないですね。

【企画課長】

こちらの割合を高めていく必要が求められている、その第3期実行計画に入るときの課題ですので、これが進行して今こういう状況だと捉えていると思います。

【高橋委員】

合わせて、というのは機械的に言ったんですけど、結構大事なところだと思っていまして、さっき中本委員が別の角度から引継ぎとか連動という話をされていたと思うんですけど、これも同じことで、なんでこのノートを作るかといったらやっぱり先生たちが替わってもできるというところが最大の目的なんですよね。だからそもそも作っていることが解決しているかどうか、それが運用に乗っているかどうかというのは非常に大きな違いなので、もし結構書いているんですよということであれば、この下に入ってないと、このフロンティアプランに入っていて、書いた結果、引継ぎ等の活用までいってますよというこの3ページにならないと、これはちょっと合わなくないですか。どちらが正しいのかは正直わからないという状況なので。これは今日いらっしゃらないから確認いただきたいなと。

【企画課長】

はい、確認させていただきます。

【峪委員長】

ノートでしょ?

【高橋委員】

支援計画のサポートノートというのが、個別支援計画のノートですね。

【峪委員長】

それって私が現役、過や何十年も昔ですが、そのときからノートはあったよ。それでまだ ノートを作っていない学校があると。そういうこと?

【高橋委員】

そういうふうに聞いています。そういうことです。

【峪委員長】

それはすごい、珍しい。

【高橋委員】

だからすごいことなんですよ。これがまだ、その何十年も前ですよね、ここに 23 年の段階でも載っていること自体がすごいことなんですよ。委員長何十年も前ですから。何回も言われているように。

【教育長】

支援学級在籍の子は作られていると思うんですよ、ここでいうのは通常の学級に在籍をしている支援の必要な子どもについて、個別指導計画があるかということじゃないかと。

【峪委員長】

そこまではまだいっていない。私が言っているのは支援級に在籍してた子。

【教育長】

特別支援学級の子はしっかりやってると思うんですよね。

【高橋委員】

文字としてはそうなんですけど、そうでもないようなこともありそうな感じも。

【企画課長】

こちらのシートの右側の「参考指標」というのがあるんですけど、①に「通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画作成率」というのがございます。確かにこれを見るとそれは非常に少ないということですね。2012年10%、2013年9%と。そのことをここでは課題に挙げていると思われます、指標がありますので。今教育長がおっ

しゃったようにこれについては低くなっておりますが、確認させていただきます。

【高橋委員】

そうですね。まあちょっとどちらにせよ、個別支援計画のところ大事だと思っているので、全体のところどういうふうな状況になっていてどこが解決しているのかは教えてほしいです。あと 2 点あるんですけど、もしかしたらこの時点では児童支援コーディネーターという表現を使ってなかったんですかね。

【企画課長】

使っていません。

【高橋委員】

ですよね。さっきいろいろな方が今後これを見るということでしたが、使えないんでした っけ、児童支援コーディネーターという言葉があまり出てこないですが。例えば、よく最 近の資料だと不登校とかいじめというようなテーマのところには、児童支援コーディネー ターのことがよく載ってくるんですけれども、単語としてというか。載っていないのは載 せられないんでしたっけ。見落としているかもしれないけど。例えば特別支援のところで も特別支援コーディネーターという単語と児童支援コーディネーターというところを包括 的に使う場合があるというふうに認識していて、今川崎市って児童支援コーディネーター の専任配置を大事にしていると思うんですけど。だから載せられるんだったら、載せとい たほうがいいんじゃないかなと、左側のこれに載ってないので、こっちには載ってるんで すよ、児童支援コーディネーターの配置というのが。こういうのって単語が大事ですよね、 今進めていて力を入れていますよというのを、ちゃんと残しておくのって大事なのに、概 要版には載っているのに評価のところに載っていないような。載せたほうがいいんじゃな いかと思っただけなんです。大事にしている早期発見・早期解決、特にいじめや不登校と いうことに力を入れてると思うので。多分このフロンティアプランのほうに載るんだとす ると 8 ページとかに載ってきてもいいのかなというふうに思うんですけども。例えば右側 の欄の「2014年度以降の方向性」というところなんかに「児童支援コーディネーター」と いうことでも、なんかかんかということを実際やっているわけだから、載せておいたほう がいいんじゃないかなと思います。全校配置とか目指す部分もあると思うので、大事なこ とかなというふうに思います。間に合うんであれば、1点目はそれです。あと最後です、概 要版の 4 ページなんですけど、これは毎回のお願いの部分になっているかもしれないんで すが、「次年度以降の実施方針」の一番下の行に「職業教育充実」という単語がまたありま すので、これ本当に今いろいろな国の政策課題ですね、毎回言うんですけど、すごい無理 やり就職率を上げるということをかなり国が推してきている結果、教育現場でも、私から 見ると無理やり、教育の時間を削減してまで職業訓練的な要素を入れているところが、こ

れは全国的に今そうなっているから、川崎の場合に教育というとこのどうあるべきかというのはやっぱりしっかり柱としてもって職業教育の充実というもののあり方を運用してほしいと。単語を載せておくと、そのままこの単語がひとり歩きしちゃうと困っちゃうので、結果何が起こるかというと、いろいろな心とかが育っていない、いろいろな経験が育っていないまま職業訓練的な要素を持ってくると、できないレッテルを貼られるような部分ってあるんですよ、実際にですね。そうすると、本当はもっとゆっくり教育的支援をもって育てたほうがいいのに、無理やりできないレッテルを貼っちゃうともうその後の段階でもう一回やりたい、というふうにならないんですね。例えば特別支援ですと、その後教育から引き継ぐのは厚労省なので、厚労省とこの話をしたことがあるんですが、政策を作っているほうと。そうすると、それに関して私は、文科省との連携を、厚労省というのはできるだけ働くほうに、労働省と厚生省の合体版ですから、働くほうにというのは確かに目指していたとしても、スムーズな教育からの引継ぎをしないとやっぱり難しいよねということの一側面の課題は持っているので、ここはすごい大事な視点だと。

【中本委員】

これ取れってこと?

【高橋委員】

いや、この単語をこのまま残すんだったら運用でちゃんと見ておかないといけないし、結構「職業教育」というのが「職業訓練」になってしまうことが多いんですね、今本当に多いので。それは国がかなりいろいろな後押しをしているのを、教育のほうにどんどん入っていくので。じゃあそれで教育の現場がそれを受けて、「いや教育はこうあるべきだから」ということをやれないと、現場はどんどん外から力が入ってきます。その辺で、単語を残しておくほうがいいのか、言い方を替えたほうがいいのかというのは慎重にしたほうがいいと。しかも「充実」と書いてあるので。

【教育長】

ここは教えていただきたいんですけど、全体の障害者政策の中では在学期の取組の中で、健康福祉局の中でもキャリア在り方生き方教育の推進ということで位置づけてくださってますよね。全体的には、私は障害があるお子さんの特別支援学校においても、キャリア在り方生き方教育の中でも実践していただきたいということはお願いはしているんですが、この部分については、軽度の障害のお子さんで特に企業就労が可能なお子さんということで限定的に見たので、職業教育の充実という形の表現になっているとは思うんですけれども、この軽度の障害生徒の社会的自立促進に向けてもやはりキャリア在り方生き方教育を推進するとともに、というふうな感じでいいのかどうか。

【高橋委員】

いいんですけども、例えば私が解釈を間違ってしまってるんじゃないかという具体例をお 伝えしますと、これは川崎市内に限らずよくありがちなのが分教室という軽度の子たちが 神奈川県にも本校じゃなくて分教室という、川崎では市立中央支援の分教室がありますけ れども、そういったところに所属することが多いです。それをこうしたときにやるのが、 じゃあ職業の部屋を作らないといけないから、一つの例で出すんですが紙のタイムカード を置いてカチャってやるわけですよね。紙のタイムカードというのは教育の現場で何のた めに置くんですかっていう質問に、ほとんどの現場が答えられないわけですよ。何のため にですか。それじゃ外の働くところで紙のタイムカードがあるからそれの疑似体験のため に、というんですかと。そんなことないですよね。まず、私は教育はそもそもそういった ものではないと思うし、そういった経験を積んだ後で私どもの会社に就労支援とかで来た としても、タイムカードを押すことを経験することが大事なのではなくて、生きる力とい うのでは時間を読めるのか読めないのかとか、時計の針が読めるのか、読めないんだった らデジタルの時計にするのか、またどこかに行くために逆算することができるのか、引き 算ができるのか、みたいなことをやらずしてタイムカードのカチャだけやってては生きる 力はつかないわけですよ。で結構そういう感じになっちゃうことが多いので、じゃあ時計 を読め、生きるために電車に乗るために何時までにここに行くために何をしなきゃいけな いのかとか、そういうことを職業教育の充実の中で現場でやれるんだったら別なんですけ ど、今は一例をとっても、機械的というか空間を作ってカチャってやってて何かの作業を やってればそれが職業教育と言っているようになっちゃっている方向にあると。実際それ が何が身につくのかということがなかなか答えられない現実が今ありますので。

【教育長】

では、ここは「社会的自立促進に向けて、高等部の教育課程や分教室の拡充等の在り方の検討を行う。」といって、「職業教育の充実」という言葉は取らせていただきます。

【高橋委員】

そうですね。そのほうがまだ、はい。

【峪委員長】

今の話というのはこの文章の問題じゃなく、教育の在り方、工夫の仕方とか、いわゆる委員が見学をした現場の問題じゃないのかな。そんなことを言うと、この中にあるさまざまなことで、やっぱりこれって違うんじゃないのかという、「体力向上」と言っているけれども体力向上にはちょっと無理があるんじゃないのか、とか、実践の問題であって。これは計画でありこれからどうするってことで、それを書いているから全員が間違った職業教育をしていくことにはならないのでは。

【高橋委員】

まあならないかもしれないですけども、例えばキャリア教育という言葉が、今回未来プランを考える、キャリア在り方生き方教育というふうに替えたというのも、ひとつこのキャリア教育ということが、単語から発想する職業教育的な発想というのが過去には私はあったと思うので、それは職業教育とかがひとり歩きする可能性があると思います。これだけではないですけれども、すごい大事な視点であるということで。

【峪委員長】

だからね、それは仮に職業教育というのが新しい分野だとしたら、これからそれを進めていく上でよりその子たちに合った職業教育になるんだみたいな、研修をすることが大事なんじゃないかと。

【高橋委員】

研修もしていただきたいですけど。

【峪委員長】

講師にどうぞ。

【高橋委員】

今回そういう意味では、もっと大きなことを言うと、キャリア在り方生き方教育というふうにしたテーマをどーんと持ってきたことは、私はすごい大賛成というふうに思っているので、その流れの。

【峪委員長】

だから体力を上げるためにどうするかという。

【教育長】

実際に高橋委員のおっしゃる実態も私もわかるんですよ。学校で様々な行事などもある中で、学校行事よりも職業訓練的なものが優先されている実態も一部に見えるところもありますし、学校って確かに職業的なこの子たちの社会的自立を促していくということと、支えていくということは大変大事ですけれども、学校生活そのものはやはり楽しいものであって、学校生活でなければ学べないものってたくさんあると思うし、障害のあるお子さんでも子どもたち同士の交流だって大事にしなければいけないし、そのときの体験というものは社会に出てからは補えないものってたくさんあると思うので、それまで犠牲にしてとにかく企業就労を目指さなければならないという姿勢になりがちなところがあるので、そ

の危惧を言われているのではないかと思うんですよね。

【峪委員長】

そういうことだよね。大事なものを忘れてしまったら、それは充実とは言わない、拡充か。 充実か拡充か。

【高橋委員】

ぜひ表現を替えていただくということでお願いします。

【中本委員】

でも法律的にそういう流れのものですよね。

【高橋委員】

いや、だから別に法律的に学校の 18 才の前にやらなくてもいいので、全然。結果的にその流れを持ってくれば。

【中本委員】

だからその充実とかその辺のひとことだよな。

【教育長】

社会的自立の中で職業的な自立も含まれているということだから。

【中本委員】

そういうことですよね。

【濱谷委員】

社会的自立というのはすべてのことを含みますものね、卒業した後のことも含むと。

【中本委員】

そっち側に含むということですか。

【濱谷委員】

でもそういう中で皆さんは何を望んでいるんですかね。

【教育長】

これは現場の先生方も、保護者の方が企業でも事業所でも福祉の世界ではなくて就労とい

うことを第一に考えられる方が多くいらっしゃいますよね。軽度の場合は。そうすると学校に対しても、そこに至るかどうかというところが期待が大きいので、学校の先生方もそうならないといけないというプレッシャーを感じながらだと思うんですよね。だからだんだんと知らず知らずに、正に職業訓練校的な性格を強めてしまっているというのが現状としてはあるんじゃないかというふうに思いますね。

【高橋委員】

やっぱり大事なのは指導課からもある時説明があったかと思うんですけど、緩やかなところで行ったときの定着率という言い方をするんですね、一瞬その瞬間風速的に就職が決まったからといってやっぱり無理くりやったらいろいろな面で追いつかないから辞めちゃうわけですよ、例えばこれが1日やって2日目に辞めているかもしれない、その就職率を国が見ているわけではないわけで、実際にはもっと働く人を増やしたいとか、そういうことが世の中の流れで確かにあって、やっぱり見なきゃいけないのは定着率というふうに今言われていまして、それが特別支援学校卒業後2年後なのか5年後なのかって、特別支援だからこそ一人ひとりのスピードがもうちょっと緩やかなわけだから、そういう面を見るとやっぱり学校に、特に高等部にそういったところをプレッシャーを感じさせるような外側の圧力のほうが私はおかしいと思っていまして、逆にその付近で授業としてやっている身としては、そういうことを厚労省とかと話に行ったりとかは実際にやっているわけです。そうすると国としては緩やかに定着していってほしいということは思っているから、そこで教育の大事なところを大事に残していきましょうと。それが結果的に生きる力になって、働ける人は働いていこうということになるわけだから、その辺はもう一回整理ができると本当はいいなというふうに思いますけどね。

【教育長】

ですから、単に作業の仕方を教えるということではなくて、学校段階で働くことって楽しいねとか、それによって得られる喜びを感じるとか、そういう気持ちを高めていって、様々な仕事に自分も就いていきたいという気持ちを培うことが大変大事だと思うんですよね。何かのひとつの作業の仕方を教えて、この子は卒業してもこの作業だったら身についているから大丈夫ですよという送り出し方もあるのかもしれないですけど、それではさっきも言われたように行き詰ってしまえばもう辞めてしまおうというふうになってしまうわけでしょうから。働くことの尊さとか自分の喜びというものに置き換えて指導ができるようにしていくことが大事ですよね。

【高橋委員】

はい、お願いします。

【峪委員長】

それでは他よろしいですかね。そうしましたら、報告事項 No.3 について承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

先ほどの件がありますけれども、そういったものを加味して承認いたします。次に議案第42号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

9 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもちまして終了いたします。